

第 6 回宮津市宿泊税検討委員会資料の訂正について

令和 8 年 8 月 5 日開催の標記会議資料について誤りがあることが判明しましたので、下記のとおり訂正します。

今回の件につきまして深くお詫び申し上げますとともに、訂正しました資料は宮津市ホームページ（<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/soshiki/6/27068.html>）に掲載しています。

記

訂正資料 「資料 2 第 6 回検討委員会資料」

■ 11 頁 2 (1). 税率について

団体名	誤	正
北九州市	区分 B 一律定額制 200 円	区分 A 一律定額制 150 円
福岡市	区分 E 段階的定額制 (最低) 50 円～300 円 (最高) 500 円～1,000 円未満	区分 D 段階的定額制 (最低) 100 円～200 円 (最高) 500 円未満
倶知安町 苫小牧市 北広島市	3.0%	3.0% (道税を含む) <追記>

■ 16 頁 2 (3). 課税免除について②

団体名	誤	正
大阪府	区分 E 課税免除なし	区分 A ①修学旅行、学校行事 ②保育所、幼保連携型認定こども園行事
長崎市 ニセコ町	区分 B ①修学旅行、学校行事	

■ 17 頁 2 (3). 課税免除について③

団体名	誤	正
名護市	(記載なし)	区分③ 日本中学校体育連盟の主催する大会に参加するための宿泊<追記>

■ 20 頁 2 (4). 特別徴収義務者への支援等①

団体名	誤	正
京都市	区分 A 2.5%	区分 B 3.0%
常滑市	区分 F 6.0%	区分 A 2.5%